

さあとらす

vol. **5**
2025
APRIL



連載

**親しもう！
教育と著作権**

**学校行事と
著作権(2)**

インタビュー／俳優

榎木 孝明





代々木上原駅にほど近い路地の、物語に出てくるようなガラスの扉。その奥には、柔らかな水彩で描かれたさまざまな場所の風景が並んでいました。「いつもゼロからの出発だと、今でも思っています」。俳優としてはもちろん、水彩画家としても古武術家としても活躍する榎木孝明さんに、ご自身のギャラリーでお話を伺います。

“榎木”がそこにいなかったのです。

俳優 榎木 孝明

■「東京に出て芝居をやって、はじけよう」
——まずは、上京のきっかけから。

中学生の頃から絵を描くのが好きで、地元鹿児島
の風景をたくさん描いていました。高校では美術部に入
って、文化祭でイラストを展示したり。ただ当時は、
美術部に入るような男は軟弱だと先輩に目をつけられ
る雰囲気もあって、カモフラージュのためにバスケット
ボール部にも入っていました。土地柄のせいかわ時代の
せいかわ、高校のクラスが男女で分かれていたり、通
学電車も男女で車両が分かれていたりするようないま
じめすぎる青春時代でした。だから東京に出て、芝居を
やってはじけようと思ったのですね、きっと。

18歳で上京してからは誰も自分を知らない気楽さ
があって、新たな自分に出会いたくなかった。志望してい
た美大受験の準備をしながら、小さな劇団で役者と裏
方の両方をやりました。武蔵野美術大に入学してからも
演劇は続けて、劇団四季の研究生にもなりましたが、

大学に通ってバイトもしながら、というのが体力的に
難しくなりました。そんな折、親父の死も重なって、
結局、三年生で大学を自主退学しました。

——そこでいったんは、お芝居を選ばれた。主演デ
ビューは、いきなり朝ドラの『ロマンス』ですね！

27歳で劇団四季を辞め、初めてインドを旅した後で
した。自分でもいろいろ迷いがあった、これから本
当にどうするのかというときに、たまたま知人からオー
ディションの話があったものですから。朝ドラの仕事
は、時間には追われるし、せりふの量も尋常ではな
かったですし、やっている最中とはにかく必死で他の
ことは考えられないくらいでした。大変だった仕事の
一つですが、若かったこともあって結果的には乗り越
えられました。

■映画『天と地と』で気づかされたこと

32歳のときの映画『天と地と』の撮影では、これが駄
目だったら役者は諦めよう、と思うほど追い込まれま
した。撮影現場は常に監督の角川春樹さんとの戦いで、
「お前の芝居はひどい」「役者やめろ」「ついでに人間も

Profile

榎木孝明(えのき・たかあき)／俳優、水彩画家、古武術家。1956年、鹿児島県生まれ。武蔵野美術大学デザイン科で学ぶ。劇団四季を経て、NHK朝の連続テレビ小説『ロマンス』で主演デビュー。以後、映画『天と地と』、テレビドラマ『浅見光彦シリーズ』ほか舞台、旅のドキュメンタリーなどで幅広く活躍。世界を旅して風景を描く水彩画家としても長く活動し、鹿児島と東京にギャラリーを構える。



映画『天と地と』での榎木孝明さん。刀八郎沙門天を信仰し、戦国の世にのまれ葛藤しながらも武将として成長をする上杉謙信を演じた。

(写真：Office Taka)

やめろ」とまで言われるのです。今ならコンプライアンス違反で大変なことになりそうですが、当時はそれが普通でした。しかし私にもすでに15年ほどの芝居のキャリアがあり、プライドもありました。衣装として短剣を差していましたが、もう一人の自分がそれをスーッと抜いて、監督の背後へ——。そんな妄想に囚われるほど葛藤しました。

私が演じる上杉謙信が鉄砲を試射するシーンだったので、撮影中そこで何回も何回もNGが出ました。監督にはただ、「違う」、「違う」、「違う」……としか言われなくて、何がどう違うのか、具体的な指摘は何もなくて途方に暮れました。ところが自分が消えてしまったというか、存在がなくなってしまったときの芝居でついに初めて、監督に大きな声で「オーケー!! 俺が待っていたのは、それだ」と言われました。

“榎木、がそこにいなかったのです。後で試写を見ると、顔は榎木ですが確かに自分ではなかった。一言でいえば、「我(が)をいかに捨てるか」を学んだのです。榎木、が頑張っているうちはたいしたことはない、と気づかせて頂いた。人生が変わった瞬間でした。周りのスタッフにもわからない、私と監督にしかわからない体験でした。おかげで角川さんとは今でも仲がよくて、タメ口でお付き合いさせて頂いています。

——そこでの、“榎木、”というのは？

まあ、「エゴ」ですよ。芝居は、いつも「自分」を捨てたところから新たに始まるような気がします。そのような思いでやらないと、役は自分のものにできない。何を演じても榎木ではつまらないですから。これは、いまだに大きな課題です。

■絵にも古武術にもある、共通項

——絵を描くことについても、お伺いします。お芝居よりも早くから取り組まれてきた、というお話もありました。

絵にも、また古武術にも、ある意味で芝居との共通項があるような気がします。先ほど言った「我(が)を

捨てる」ということは、全てに共通するのです。

絵には、「これを描いて人に見せよう」といった「我」が入るとつまらない。私は自然の景色を描くのが好きなのですが、自然と対峙して自然の風を受けながら、その風を表現したいのです。自然の方から「描いて」と呼びかけられるような感覚です。そうなったときが一番いい状態で、

寝食を忘れるほどの至福の時間です。

武術は十代の頃に始めて、今は「古武術」という言い方で教えていますが、そういう心境になったのは四十代かな。もちろん一生懸命に技術の勉強もしましたが、「我」があるうちは、いつも同じような悩みから抜けられませんでした。相手に触れたときに自分が無心の状態になれば技も全て効いていくのですが、「こうしてやろう」といった「我」が入ると、無心の段階には行けない。エゴやプライドが邪魔をします。プライドを持っているうちは、自分の範疇から抜けきれません。

——全てが、つながっているんですね。

■全ての人に、眠っている才能がある

——最後に、日々子どもに接している全国の先生方に、メッセージをいただけますでしょうか。

今の時代はすごい勢いで変化していますので、これまでの常識に頼ることをやめたらいいのではないのでしょうか。人が一生で使う才能は、その人の全ての才能の3%くらいではないか、と私はいつも思っています。眠っている97%を考えれば、人に対しても自分に対しても、何か違う見方ができるかもしれません。

——子どもたちに対しては？

幼児から中学生までの絵画コンクールの審査で子どもたちの絵を見る機会がありますが、就学前の子どもたちの絵がとても好きです。発想が自由で、子どもはこういう見方をするのか、と楽しくなります。感覚的には、子どもの方が全てをわかっているのだと思います。大人の締め付けがもしあるとしたら、うまくすり抜けて、自分なりの生き方を探して行ってほしいです。

親しもう！ 教育と著作権

学校生活に関わる著作権について
弁護士の唐津先生に分かりやすく
解説していただきます。



解説

弁護士・
ニューヨーク州弁護士
唐津 真美

第5回 著作物を自由に使える場合(2) 引用

幅広い場面で活用できる権利制限規定：引用

前回から、「権利者の許諾を得ていなくても著作権侵害にはならない場合」のルール(権利制限規定)について解説しています。今回は、授業の教材やそのほか学校関係の資料作りの場面で幅広く利用できる「引用」について説明したいと思います。

テーマに関連する情報をネット上で検索して、その一部を自分が作成する資料などにコピーして利用した経験は、多くの人を持っているのではないのでしょうか。コピーした部分が「著作物」の場合、このような使い方は、自分の著作物の中で他人の著作物を無断で「複製」していることとなります。何らかの権利制限規定で保護されなければ、著作権侵害になってしまうのです。

こんな時に頼りになるのが引用の規定です(著作権法第32条1項)。よく知られている権利制限規定の一つですが、適法な引用にあたるかどうかの判断基準は、法律の文言上は必ずしも明確ではなく、裁判例によって積み重ねられてきた部分が多いのです。そのため、実際には判断が難しいケースも少なくありません。

引用が認められるための要件

●引用とは何か

「引用」という言葉自体については、著作権法上の定義規定はありません。一般的には「人の言葉や文章を自分の話や文の中に引いて用いること」というように説明されていますが、言葉や文章に限らず、絵や写真が引用されることもあります。

第32条1項の条文から導かれる「適法な引用」の要件は、以下のように整理することができます。

- ①引用対象の著作物が公表されていること
- ②引用としての利用であること
- ③引用の方法が公正な慣行に合致すること
- ④報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内であること

また、適用される条文は異なるのですが、

- ⑤出所(出典)を明示すること

も必要です(第48条)。

●「明瞭区分性」と「主従性」

条文に規定されている「公正な慣行」や「正当な範囲」という要件は抽象的で、判断基準がよく分かりません。そこで裁判所は、法律の文言を少し離れて、引用の要件をより具体的に説明してきました。裁判所が適用してきた引用の要件は、「明瞭区分性」と「主従性」とに整理されています¹。

●明瞭区分性

引用される著作物と引用する著作物が明瞭に区分されていることが必要です。文章ならば、引用部分を「」でくくる、枠で囲う、段を下げる、色やフォントを変える等の工夫をするとよいでしょう。

●主従性

引用される著作物が「従」で自ら作成する部分が「主」という主従関係があることが必要です。「主従性」の分かりやすい判断基準は、引用される著作物と引用する側の著作物の分量のバランスです。例えば、「図書館だより」に「最近面白い小説を読みました」と書いて、小説の数頁分をそのまま掲載して、最後に「このところが本当に面白かったです。」と付け加えるような文章は、適法な引用には該当しません。ただし、主従関係の要件は量的な比較のみによって判断されるものではなく、引用の目的や態様等のさまざまな要素を総合的に判断するべきであるという理解が一般的です。

●近年の裁判例

近年の裁判例には、引用の成否は(1)利用の目的、(2)方法、(3)態様、(4)利用される著作物の種類や性質、(5)利用される著作物の著作権者に及ぼす影響の有無・程度などを総合的に考慮する必要があると述べたものもあります²。形式的に考えるのではなく、個別具体的に検討することがますます重要になっています。

●出所の明示について

出所の明示は、引用や転載だけではなく、さまざまな権利制限規定の適用において要件とされています。また、現実的な問題として、著作物の無断利用がトラ

ブルになるケースでは、無断利用者は出所を明示していない場合が多いのです。「自分の作品を他人がその人自身の作品のように勝手に使っている」という場合、著者が「許せない」と感じる可能性が高くなります。トラブルのリスクを低減する意味でも、「他人の著作物を利用する場合には、出所を明示すること」は重要です。

引用に関する疑問

● 翻訳・要約して引用することはできるか

著作権法の規定により、引用にあたって翻訳することは認められていますが、変形(翻案)することは認められていません。引用するときは、元の文章を変えないことが原則となります。

そうすると、引用にあたって元の文章を要約してもよいか疑問がわきます。小説のあらすじだけを数行で紹介する場合、小説自体とあらすじはもはや別の著作物といえるので、引用の問題にはならないでしょう。しかし、もとの文章をそのまま使いたい場合は、切り取る以外の変更はせずに使うことを心掛けましょう。

● 写真や絵の引用は可能か

ネット上の記事やSNSには、文章だけではなく、他人が撮影した写真や、他人の絵、イラスト、漫画が取り込まれている例も多く見られます。文章と関係がある写真を見つけたからコピーした、という程度の薄い関連性ではなく、漫画の中身について論評するために漫画の画像を引用する場合には、目的のために必要な限度であれば引用が認められます。漫画の論評が主、画像が従という主従関係も必要です³。

また、引用した写真や絵のクオリティがあまりにも高く、引用のために必要な限度を超えるような、程度の高い「鑑賞性」を備えている場合も、引用の成立が否定される可能性があるので、注意しましょう⁴。紙面であれば引用する写真やイラストを大きくしすぎないようにする、デジタル媒体で表示される場合であれば、写真や絵の画素数を落とすなどの工夫をしましょう。

● 「転載」との違い

引用と似た言葉に「転載」があります。著作権法上、引用と転載は異なる利用法です。まず、「引用」が公表されている著作物全般を対象としているのに対して、「転載」の対象となる著作物は官公庁が作成した広報資料等(第32条2項)または新聞・雑誌に掲載された時事問題に関する論説で学術的な性質を有しないもの(第39条1項)に限られます。「論説」とは、新聞の社説欄のような、時事に関する主張や解説を意味しています。

新聞・雑誌の記事全般が対象になるわけではないことに注意してください。

転載が認められる条件は、引用の条件よりさらに限られています。官公庁が作成した広報資料等の場合は、説明の材料として転載することが要件になっています。転載できる媒体は、条文上は刊行物に限定されていますが、広報用資料は周知させることが目的であることを考慮して、ネットでの転載にも類推適用することが妥当だという意見もあります。時事問題に関する論説の場合は、新聞・雑誌への転載と、放送・有線放送が認められているに過ぎません。

引用と転載の大きな違いとして、「転載禁止」「禁転載」等の記載がある場合には転載ができない、という点が挙げられます。このような記載があっても、要件さえ満たせば「引用」することは可能ですが、「転載」は認められないので要注意です。

教育現場で「引用」を理解する意味

この連載の後半では、「授業の目的の範囲であれば、権利者の許諾を得ずに、著作物の複製、公衆送信をすることができる」という第35条について解説します。それならば、学校教育との関係では「引用」の成立要件をそれほど気にする必要はないのでは、と思うかもしれませんが、そんなことはありません。「引用」はどんな場面でも使えるパワフルなカードだからです。

例えば「学校だより」「図書館だより」などは多くの場合学校の授業の範囲外ですが、「引用」の要件を満たせば安心して第三者の著作物を利用できます。生徒がもともと学校の課題で作成したレポートや発表資料も、ネットにアップして世界に向けて公表すると授業に必要な範囲を超えてしまいますが、「引用」のルールを守っていれば、第三者の著作物が入っていても心配なくて大丈夫です。「引用」のルールを理解すれば、生徒達が社会に出てからもさまざまな場面で役に立つでしょう。

次回も、「著作物を自由に使える場合」を取り上げていきます。

Profile

弁護士・ニューヨーク州弁護士 (高樹町法律事務所)
唐津 真美(からつ・まみ)

アート、メディア、エンターテインメント業界及びIT業界を主な顧客とし、企業法務全般を取り扱う。特に、著作権・商標等の知的財産権に関する相談、国内・国際契約の作成や交渉、トラブル案件の紛争処理を中心的な業務としている。
執筆、取材対応、企業や学校・教育委員会における講演も多く、小中高の子どもたちを対象にした法教育の活動も続けている。

¹ モンターージュ写真事件(最判昭和55年3月28日) ² 美術鑑定書事件(知財高判平成22年10月13日)

(写真撮影: 中村 ハヤト)

³ 脱ゴーマニズム宣言事件(東京高判平成12年4月25日) ⁴ 藤田嗣治絵画複製事件(東京高判昭和60年10月17日)



岐阜聖徳学園大学
DX推進センター長/教育学部教授

ほが たかひろ
芳賀 高洋

公正で積極的な著作物利用を

今回は、「『〇〇のケースは利用OKかNGか?』という先生方からの質問は著作権の理念に反していませんか?」と指摘しました。

著作物利用の原則は、著作者の意思や著作権を尊重し、「許諾を取って利用することであり、「許諾が必要ならば面倒なので利用しない」というマインドセットは、公正な著作物利用によって文化の発展に資するという著作権(法)の理念にもとるものかもしれません。特に、職務上、大々的な「特例」が法的に認められる私たち教育関係者は、「〇〇は許諾不要なので利用しよう」ではなく、「□□の理由からどうしても〇〇を利用したいので許諾を取って利用しよう」という積極的動機に基づく行動原理を子どもたちに伝えていくべきでしょう。

昨今、校長や教師がネット上で見つけたイラストを許諾不要のフリー素材と勘違いして学校便り等に無断掲載したところ、著作者の代理人から賠償請求があり、教育委員会が解決金を支払う事例が激増しています。これも「できるだけ許諾不要なもの(無料のもの)を探して利用しよう」という著作権に対する消極的な姿勢がその遠因にあるように思えます。

私たち教育関係者のそうしたマインドセットは、子どもたちやその保護者——学校を取り巻く膨大なステークホルダーに意図しないうちに教え伝わり、日本全体の著作権に対する意識や行動原理に少なからず影響を与えらることを忘れてはなりません。

学校行事での著作物利用の具体例

今回は「改正著作権法第35条運用指針」(以下、運用指針)、「初等中等教育における特別活動に関する追補版」(以下、追補版)を参考 (<https://sartras.or.jp/unyoshishin/>)に、小学校の運動会での著作物利用について詳しく考えていきます。

なお、筆者も制作に携わった、学校行事(高校の文化祭での演劇部の公演)における著作物利用について学ぶアニメ映像や学習活動案を公益社団法人著作権情報センター(CRIC)で公開していますので(図1)、あわせてご視聴ください。



図1 どうすりゃいいんだチョコサクケンのHP
<https://www.cric.or.jp/education/eizoushiryou.html>

ケーススタディ

小学校の運動会を平日開催するため運動会の様子を児童のご家庭にライブ中継し、ライブで見られない保護者にはオンデマンドで見られるようにしたい。また、後日、その映像をDVDに収録したり、動画投稿サイトに投稿したりすることも検討する。

利用が想定される著作物

- 音楽(曲、歌詞:校歌、応援歌、開閉会式、入退場、競技中、ダンス/体操BGM、表彰等)
- 美術(イラスト、アニメキャラクターなどの看板、旗、衣装、コスプレ、人形など)
- 文章や写真(短文、写真等のプログラムなどへの掲載)
- 舞踊(ダンス)/無言劇

1 基本的な考え方

幼小中高特支など初等中等教育の運動会は、学校の「授業」に含まれると考えられるため、著作権法第35条の適用範囲内であることが運用指針や追補版で確認できます。また、運動会は、著作権法第38条(営利を目的としない上演等)の適用範囲内の著作物利用も多いと考えられます。そのため、運動会の実施上必要な著作物を利用する際に、たとえその著作物が有料であっても著作権者の許諾は「不要」です。

(詳細) 運用指針 p.7④、追補版 p.1冒頭

ただし、学校の授業目的であれば許諾を不要とするこの特例は、「必要と認められる限度内の利用」であり、「著作権者の利益を不当に害さない利用」である場合に限られます。学校の授業目的であれば全て許諾不要というわけではありません。

(詳細) 運用指針 p.8・p.12~14、追補版 p.4①・p.5②

たとえば、教師が購入したCDアルバム収録全曲を運動会のダンスの練習目的にクラウドサーバにアップロードしておいて児童全員がそれらをいつでもダウンロード視聴可能な状態にしておく行為は「利益を不当に害する」と見なされる可能性があります。

運動会の練習や本番での使用が未確定の著作物を、他者がいつでもダウンロードできるようにしておくことは、いわば学校内に海賊版サイトを作ってしまうようなものです(これはフリー素材であっても同様です)。もちろん、著作者や実演家、レコード会社(著作隣接者)等から許諾が取れば利用可能ですが、そうした行為が運動会の実施上、本当に必要か、教育効果を高めるために必須なのかについて、著作者や著作隣接者が納得する説明をするのは難しいように思えます。

なお、学校の校庭等を借りて開催する自治会やPTA主催の運動会等は学校の授業とは見なしにくいため、第35条の適用範囲外であり、第38条の範囲を超えた著作物利用の際には許諾が必要となる場合があります。

2 使用する著作物と出所等を記録しておきましょう

運動会での著作物の利用(準備、練習、リハーサルを含む)にあたっては、使用する著作物の出所(出典)を一覧表にまとめて記録しておきましょう。

(詳細) 追補版 p.4~5(説明の例)

出所記録の例

1年2組ダンス

曲名『虎ノ門踊り』、作曲：鈴木十、歌詞なし アルバム名：東京の踊り アーティスト：十一バンド 発売：隣接権楽曲社 商品番号：ETNR-56789

黄組横断幕

佐藤太郎著、『さあ鬼退治!』キャラクター「虎翼」、集学出版社、集学コミック第18巻 p.162、2020年6月3日発行

※いずれも架空の作品です。

3 運動会のライブ配信とオンデマンド配信

運動会の児童のご家庭へのライブ中継(保護者へのリアルタイム配信)、ライブでは視聴できなかった保護者が後日視聴できるオンデマンド配信は、図2に示す条件を満たすことで、著作者や著作隣接者への許諾は不要であることが追補版で確認できます。



図2 運動会のリアルタイム/オンデマンド配信における許諾不要の条件

※本図は2024年12月20日に筆者がChatGPT-4oを利用して生成。

(タイトルイラスト：鈴木 智子)

〔詳細〕 追補版 p.2~6

リアルタイム/オンデマンド配信の共通条件

- パスワードを設定するなどして映像へのアクセスを保護者に限定する。
- 学校設置者は授業目的公衆送信補償金を支払う。
- (重要) 配信を受ける保護者に対し、配信の目的や方法を説明し、著作者や著作隣接者に無断で、運動会の映像等の URL やパスワードを他人へ拡散しないこと、配信された映像の保存や他人への転送、画面キャプチャー、SNS 等への転載などを行わないことについて保護者の同意を得る(同意した保護者のみに配信する)。

オンデマンド配信の条件

- 配信期間を運動会開催日から1週間以内など「必要と認められる期間」とする。
- 期間を過ぎたら即刻映像を抹消する(確実に映像にアクセスできないようにする)。
- YouTube 等の動画投稿サイトのライブ中継機能を使用すると、中継映像をそのまま保存しておくことができるが、その場合にも期限を過ぎたら、即刻映像(へのアクセス権)を抹消する。

これらの条件を超える配信をする場合、必ず事前に著作者、著作隣接者にその必要性を説明し、許諾を取りましょう。

4 DVD等記録メディアへの収録と配付

運動会の中継映像などをDVD等の記録メディアに収録して卒業式に記念品として配付するような場合、学校の授業とは見なしにくいいため、著作者や著作隣接者の許諾が必要となります。もし、DVDを1枚だけ制作した場合であっても、また、いったん保護者等に回覧・配布したDVD等を後から回収し、廃棄したとしても、著作権法第35条の複製にはあたらないため、許諾が必要となることが追補版で確認できます。

〔詳細〕 追補版 p.3

5 学校行事での作品の改変利用について

著作権法第20条では、生存する著作者の感情を傷つけないよう守る目的で「同一性保持権」(著作物を改変

されずに原著作物のまま利用される権利)が規定されています。たとえ、作品の評価が高まるような改変だとしても、それが著作者の意に反している場合、同一性保持権の侵害であるとされます。

俳句のように松尾芭蕉の時代から投句を選者らが改変(添削)して公表することが慣行や慣習として定着しているような場合^{※1}や、教科用図書への掲載(第33条)、学校教育番組の放送(第34条)など、学校教育の目的上「やむを得ない場合」は、著作者の同意なしに改変してよいとされています。

ただ、それも、小説作品の一部を小学1年生の教科書に載せる場合、ひらがなにするなどの無断改変が認められる程度のもので。

運動会において、流行している楽曲の「替え歌」を歌いながらダンスをし、広く観客に聞かせたり、その様子を映像や音声をともなって保護者にネット配信したりする際には、音楽出版社等を通じて、作詞作曲家、歌手や演奏家に、学校教育の質的向上を図り、教育目標を達成するために必要であることを十分説明し、同意を得よう配慮しましょう。

〔詳細〕 運用指針 p.10末尾、追補版 p.6補足2

6 教職員、児童、保護者から許諾を取る習慣

以上のように、運動会での著作物利用は、特例的に著作者や著作隣接者の許諾は不要です。

そのため、これまで私たち教育関係者は、運動会などの学校行事において教職員や児童生徒、保護者が創作したオリジナル作品に関して、著作権に対する意思を確認したり、許諾を取ったりすることをあまりしてきませんでした。

小学校の正規の教育課程で著作権について学ぶ機会は非常に少ないのが現状です。教師、児童、保護者が著作者や利用者になり得る学校行事を著作権の普及啓発の数少ないチャンスと捉え、それぞれに著作権の利用許諾を「億劫がらずに取る習慣」をつけることが、これからの学校の文化には必要ではないでしょうか。

※1 濱口太久未、JRRC マガジン No.382 最新著作権裁判例解説22、2024年8月22日、<https://jrrc.or.jp/no382/>



▶ 声の模倣が容易に

デジタル技術の進歩により、声の複製・加工・合成が容易になった現代において、声の法的保護は喫緊の課題となっています。特に生成AIの登場により、誰でも簡単に他人の声を模倣した合成音声を作れるようになり、この問題は深刻化しています。

実際、動画投稿サイトやSNSには、声優やアーティストの声を無断で学習させたAIによる「AIカバー」が氾濫しています。例えば、好きなアイドルの声で人気曲を歌わせたり、ドラえもんの声でJ-POPを歌わせたりする動画が多数投稿されています。さらに懸念されるのは、一部で性的な台詞を話させるなど、より不適切な利用も見られることです。なかには、そうした動画の作り方を販売して収益化を図る例まであります。

▶ 国内外の動向

日本の法制度では、個人の声を直接的に保護する立法は存在しませんが、裁判所による判例法理によって一定の保護が図られているとも言われています。声は個人を識別する情報であり、人格の象徴として捉えられることから、その①商業的価値はパブリシティ権によって保護され、また、②精神的価値は人格権に由来する権利として保護され得るとも考えられています（中島基至「人声権(Right of Human Voice)の生成と展開」Law & Technology 106号(2025年)1頁参照）。

例えば、有名人の声を合成し、無断でオーディオブックを作成して販売したり、商品やサービスを宣伝するCMを無断で作成したりすれば、パブリシティ権の侵害になるでしょう。また、有名人でなくても、人の声を合成して、本人が望まない発言を捏造して公表するようなケースは、声の人格権を侵害する可能性があるかもしれません。

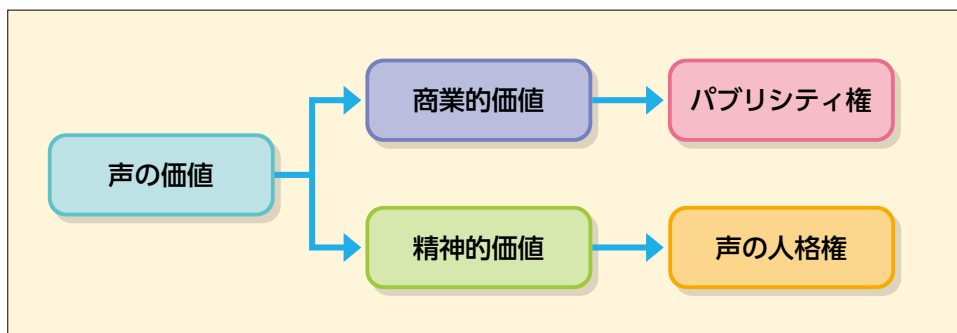
しかし、こうした権利は法律で定められているわけではなく、どのような結論が出るのかは未知数です。また、判例法理から導き出されるといっても、声の模倣自体が争われた裁判例はまだありません。

各国では新たな法整備の動きが出てきています。米国のテネシー州では2024年にELVIS法を制定し、AIによる声の無断複製・使用を一定の要件の下で規制しました。イリノイ州でも同様の州法が制定されています。韓国では不正競争防止法を改正し、著名人の氏名、肖像、音声等の無断利用に対応するための立法を行いました。

▶ 今後の行方

問題となる事例ばかり取り上げましたが、新しい技術にはさまざまな活用の可能性があり、実際にも、例えば、声帯を摘出するかたが自己の声を保存して手術後に利用できたといった社会福祉としての意義も報告されています。求められているのは、既存の判例法理を踏まえつつ、声の持つ人格的価値を適切に保護し、かつ技術革新がもたらす恩恵を活かせる、バランスの取れた法的枠組みの構築です。個人の楽しみとしての利用と、権利侵害となる行為の線引きを明確にし、健全なAI活用環境を整備することが急務といえるでしょう。

図 声の法的保護の枠組み



(タイトル写真：Gettyイメージズ)



著作権お悩み相談室

このコーナーでは、SARTRASにお寄せいただいた質問から、お問い合わせが多いものや重要と思われるものを取り上げて、SARTRAS著作権アドバイザーが解説をします。

Q.1 教科書をPDF化したい

小学校ですが、高学年になるにしたがって教科書が重くなります。紙の教科書をスキャンしてまるとPDF化し、児童の端末から閲覧できるようにして、児童が教科書を持ち運ぶ負担を軽減したいのですが、この補償金制度の範囲内として可能でしょうか。

A

この補償金制度の範囲外となります。そのため著作権者の許諾が必要となります。

この補償金制度は、基本的には授業を担当する先生が、ご自身の実際の個々の授業の過程において、その授業に必要な限度で公衆送信することを認めるものです。また、教科書は授業を受ける児童・生徒全員が所持していると思われ

ますが、教科書に限らず一つの書籍や音楽等著作物のほとんど全部を複製(スキャン、PDF化等を含みます)したり公衆送信したりすることは、一部の例外を除き著作権者の利益を不当に害する可能性が高いため、この制度の範囲外と考えられます。運用指針のp.10~14、24もご参照ください。

Q.2 教育委員会で教材を作成して配信したい

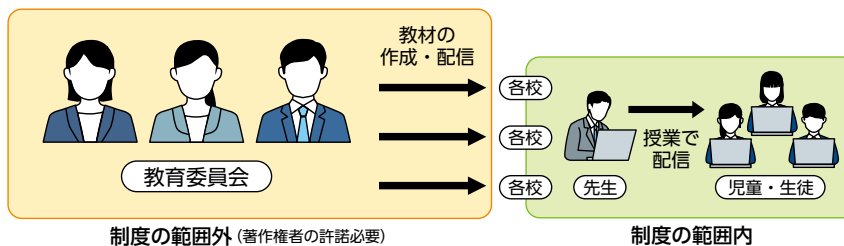
市内各校の授業で使うための教材を作成し、配信したいと考えているのですが、その中に郷土のことを取り上げた文章の一部を使用したいと考えています。本市は市立各校の補償金を支払っているのですが、その範囲内で可能でしょうか。

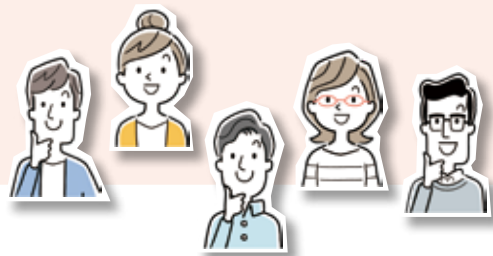
A

この補償金制度は、著作権法(第35条)に「教育を担当する者及び教育を受ける者」とありますように、基本的には実際に授業を担当する先生が、ご自身の授業で使用するために公衆送信を行うことを対象としています。したがって、教育委員会等が組織として教材を作成・配信することはその範囲を超えるため、基本的には著作権者の許諾が必要となります。運用指針のp.4、8もご参照ください。

なお、教材の作成に関してですが、作成自体は公衆送信ではないため補償金制度とは直接関係ありませんが、著作権法上の「複製」にあたります。複製の場合の著作権者の許諾の要否についての考え方は公衆送信の場合と同様ですので、やはり著作権者の許諾が必要となります。

教育委員会が作成・配信した教材を各校の先生が授業の過程で生徒に配信する場合は、基本的にはこの補償金制度の範囲内です。





Q.3 なぜ公衆送信には補償金？

公衆送信で、運用指針の範囲内の場合には補償金が必要となるのに、範囲外の場合は補償金が必要となるのはどうしてでしょうか。

A

最初に著作権法の原則を確認しましょう。他人の著作物を複製したりネット配信したりしようとする場合、著作権者の許諾が必要です。その際、著作権者に求められれば著作権料を支払う必要があります。

以前は、運用指針の範囲内の公衆送信でもこの原則通り逐一著作権者の許諾を得て使用料を支払う必要がありました。許諾を得るためには時間がかかることもありますし、また、もし許諾を得られなければ配信ができませんでした。しかし、ICT教育の普及に伴い、児童・生徒の端末への配信等、教育における公衆送信の機会も増え、逐一著作権者の許諾を得ることは教育関係者の大きな負担になる恐れがありました。それを軽減し、円滑なICT教育に資するため、2018年に著作権法が改正され、一定範囲の授業目的での公衆送信は逐一の著作権者の許諾は不要となりました。

ただ、公衆送信は複製に比べて著作権者に与える影響が多いと考えられます。そのため、運

用指針の範囲内の利用の場合、複製は無償ですが公衆送信は補償金が必要とされました。この補償金は個々の利用者ではなく学校設置者が基本的には年度単位で一括して支払うことになっています。こうして「授業目的公衆送信補償金」制度がスタートしました(2020年)[※]。

また、皆さんから SARTRAS がお預かりした補償金を著作権者に分配するためには資料が必要で、そのために利用報告をお願いしているのですが、全ての利用を報告するのではなく、毎年サンプル的に一定の教育機関に対し、1か月と期間を区切った報告をお願いすることで、負担の軽減が図られています。

運用指針の範囲外の場合は補償金が必要というのではなく、複製・公衆送信とも著作権法の原則に戻り、利用する全ての著作権者の許諾を得るとともに、著作権者の定めた使用料を支払わなければならないことにご注意ください。

※著作権法改正の前後でどのように変わったかは、文化庁作成の「教育の情報化を推進するための著作権法改正に関する基礎資料」p.6に図がありますのでご参照ください。
<https://sartras.or.jp/bunkacho/>

※運用指針はこちらから
<https://sartras.or.jp/unyoshishin/>

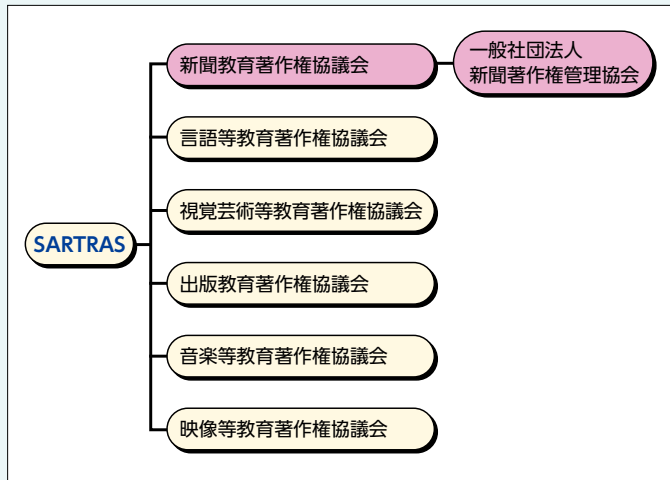


SARTRAS 会員 6協議会の紹介(4) 新聞教育著作権協議会



SARTRAS 会員6協議会について
6回にわたってご紹介します。

今号では、新聞の著作者団体である新聞教育著作権協議会をご紹介します。新聞は、社会情勢への知識を深められるとともに、記事を読み解くことで読解力、思考力も高めることができます。さまざまな教科で活用できるため、授業で利用することも多いのではないのでしょうか。団体の成り立ちや活動内容について理解を深めていただき、今後も適切にご活用いただけますと幸いです。



一般社団法人新聞著作権管理協会

たけしま かずと
竹島 一登(運営部会長)

新聞教育著作権協議会は、全国の新聞社と通信社の計67社で作る「新聞著作権管理協会(著管協)」で構成されています。新聞は、政治や経済、事件、文芸、スポーツなどあらゆる分野をカバーし、記者の書く記事1本ごとにデスク、校閲記者、編集者と多くのチェックを行うことで信頼性を維持しています。ここでは新聞と著作権、教育現場の関わりをご説明します。

○新聞の著作権

毎日欠かさず発行される新聞は、記事や写真、イラストなどたくさんの著作物の集合体で、その多くの著作権は新聞社が保有します。ただし例外もあります。連載小説やマンガの著作権は、小説家や漫画家に帰属するのが一般的です。寄稿文や投書、投稿写真の著作権も、書いた人や写真を撮った人にあります。対話形式のインタビュー記事ならば、話者と聞き手が著作権

を共有するケースが主流で、さらには外国の記事を翻訳した記事には、二次的著作物としての翻訳記事および原文の二つの著作権が共存します。紙面を彩る広告のコピーや写真、イラストも、それぞれの広告主企業やクリエイターなどに著作権があります。

また自社で新聞を出さず、他の新聞社に記事を提供する報道機関を通信社と呼びます。通信社が配信した記事の著作権は、新聞社ではなく通信社にあります。

○著管協の役割

著管協は、授業目的公衆送信補償金制度がスタートする際、日本新聞協会でも対応を検討した結果、2018年に発足しました。信頼性の高い情報や多様な意見、地域ごとの話題を盛り込んだ新聞を授業で活用していただきたいという思いから、協会加盟社を中心に多くの新聞社が参加しています。

新聞著作権管理協会・会員社

●新聞社[65社]

- 【東京】 朝日新聞、毎日新聞、読売新聞グループ本社、日本経済新聞、産経新聞、ジャパントイムズ、報知新聞、日刊工業新聞、日刊スポーツ新聞、スポーツニッポン新聞、日本農業新聞、朝日学生新聞
- 【北海道】 北海道新聞、室蘭民報、苫小牧民報
- 【東北】 東奥日報、陸奥新報、デーリー東北新聞、岩手日報、河北新報、秋田魁新報、山形新聞、福島民報、福島民友新聞
- 【関東】 茨城新聞、下野新聞、上毛新聞、神奈川新聞、千葉日報
- 【中部】 山梨日日新聞、静岡新聞、信濃毎日新聞、長野日報、南信州新聞、市民タイムス、中日新聞、岐阜新聞

- 【北陸】 新潟日報、北日本新聞、北國新聞、福井新聞
- 【近畿】 伊勢新聞、京都新聞、神戸新聞、紀伊民報
- 【中国】 山陽新聞、中国新聞、新日本海新聞、山陰中央新報、山口新聞、宇部日報
- 【四国】 徳島新聞、四国新聞、愛媛新聞、高知新聞
- 【九州】 西日本新聞、佐賀新聞、長崎新聞、熊本日日新聞、大分合同新聞、宮崎日日新聞、南日本新聞、沖縄タイムス、琉球新報、八重山毎日新聞

●通信社[2社]

- 共同通信、時事通信



著管協は、SARTRASから新聞著作物に関する補償金の分配を委託された分配業務受託団体であり、教育機関から寄せられた利用報告の整備にも、メディア発行者の団体として協力しています。記事や写真など多様なコンテンツには多くの権利者がいるため、「新聞・通信社の職務著作(記者やカメラマンなど従業員が制作したもの)か」「新聞社以外の著作物か」「権利者の連絡先はどこか」などを、掲載社がデータベースなども参照しながら詳しく調べます。著作権が新聞・通信社以外にある場合は言語や視覚芸術など他の分野の受託団体に情報を提供し、分配を依頼します。

また各新聞社は戦争や災害、文化や世相などを伝える歴史的な報道写真を保有しており、教科書などの出版物やテレビ番組などの映像作品で利用されています。こうしたコンテンツが公衆送信された場合にも、新聞社のものであるかどうかを確認します。団体名義の著作物の著作権保護期間は公表後70年なので、使われた写真がいつのものであるかもしっかりチェックし、補償金を正しく分配するよう取り組んでいます。

○紙の紙面とデジタル版

授業目的公衆送信補償金制度はあらゆる著作物が対象です。新聞記事でいえば、紙の新聞とデジタル版の双方をスキャンしたり、印刷したものをデータ化したりして公衆送信することができます。

ただし、デジタル版のリンクを張る、つまりニュースサイトのURLを授業のために共有するだけであれば、著作物の公衆送信には当たりません。利用報告は不要です。

○著作権法第35条

授業目的公衆送信補償金制度は、補償金を支払えば多くの著作物を無許諾で公衆送信により授業で活用することができます。教育界にとって大変使い勝手のよい制度だと考えています。ただし、どんな公衆送信でも可能というわけではありません。著作権法第35条が定めるとおり「必要と認められる限度」内であり、また「著作権者の利益を不当に害する」ことがない範囲でなければなりません。

新聞の場合、例えば「ある新聞の3日分のページをすべてスキャンしてサーバーに保存。生徒は興味のある記事を探してダウンロードし、レポートを作成する」という使い方はどうでしょうか。必要な記事以外も

使っており、公衆送信の対象を広げすぎではないでしょうか。新聞社は、多くの労力とコストをかけて記事や写真などのコンテンツを生み出しており、第35条の範囲を超える使い方は避けたいと考えています。詳しくはSARTRASホームページにもある「改正著作権法第35条運用指針」をご覧ください。

○教育に新聞を

公衆送信とは別に、教育現場と新聞を結びつけているのがNIE(Newspaper In Education = 教育に新聞を)です。新聞を授業の教材として使えば、タイムリーでリアリティーあふれる情報に触れることができます。社会とのつながりも実感し、学習内容を「自分ごと」として捉え、学びを深めることも可能です。

日本新聞協会は、学校に新聞のある環境整備と広報PRを柱にさまざまな活動を行い、NIEの普及を図っています。全国の小中高校500校超に一定期間、新聞を無償提供して授業で活用してもらう新聞提供事業を進めています。また朝学習などのすき間時間を活用して新聞を読み、興味のある記事を選んで要約や意見・感想を書く「NIEタイム」を推奨しています。

NIEを体験したある中学生は、「NIEの活動で友達と話し合う機会が増え、新聞は出来事を知るだけではないという考えに変わりました」と振り返りました。また先生からも「社会への関心が高まり、物事に対する見方や考え方も以前より深くなったと感じます」といった感想が寄せられました。

このように新聞界は、新聞を通じて社会を知り、多面的・多角的に考察することで、学習指導要領が掲げる「主体的・対話的で深い学び」のお手伝いをしています。教育に携わる皆さまには、授業での新聞活用について、新聞社にお気軽にご相談いただけると幸いです。



NIEタイムに取り組む小学生(日本新聞協会・関口修司NIEコーディネーター提供)

本誌では、皆様からのご感想、ご意見を募集しています。これまでに多数のご感想をお寄せいただいておりますが、今回はその一部をご紹介します。教職員研修や校内での著作権の周知に本誌を活用しているといった声もお寄せいただけており、嬉しく思います。今後も皆様からのさまざまなご感想、ご意見をお待ちしています。

連載企画「親しもう！教育と著作権」の唐津先生の解説が非常にわかりやすく、教職員向けの研修会でも活用させていただいております。今後の刊行で著作権教育の学校での実践例を学ぶことを楽しみにしています。
(大和市教育委員会)

以前に比べ著作権利用について、教職員の中にだいぶ浸透してきました。先生方にとって関心のあるテーマであるため、貴誌は気軽に手に取って読むことができる有用な資料になると感じています。学校図書館でファイリングし、広く利用してもらいたいと考えております。
(宮城県内・高等学校)

いつも拝読させていただいております。教育現場での著作権についての悩みは多くあり、研修等でも研鑽を積んでいるところでもあります。子どもたちへ著作権教育を施す側として、わかりやすく自分事としてとらえさせるにはどうすべきか、反面動画やSNS等の情報ツールが多種多様にある中どの場合が権利に抵触するのかなど考える場面が多くあります。この『さあとらす』情報誌は、法規や事案を共有するのに最適で、今後とも研修等で教員間に広めていき、いつでも「著作権」について考える機会にしていきたいと考えております。
(大阪狭山市立東小学校)

『さあとらす』冊子については、創刊号から発行されるごとに、当教育センター内で必ず供覧するようにしています。学校園に指導助言を行う立場である指導主事にとって、著作権について正しく理解し、適切な利用を促していくことは大変重要と考えています。今後も、著作権の権利保護と子どもたちのより良い学びの好循環が図られるよう、『さあとらす』の内容も踏まえ、正しい利活用につなげていきたいと思っております。
(東大阪市教育センター)

創刊号から興味深く読ませていただいています。学校運営を進める中で、さまざまな情報を活用・引用することも多く、著作権を正しく理解することが大切だと感じています。『さあとらす』は、学校運営や授業づくりにおける有用な情報発信が多く、教職員だけではなく生徒にも活用できると思います。今後も楽しみに拝読させていただきます。
(神戸市内・中学校)

エッセンスを端的に凝縮したフリーペーパーのクオリティの高さについては以前より重視していましたが、『さあとらす』は見逃していました。デジタルシチズンシップ教育を推進する上で、人権としての著作権、知的財産権等を取り上げることは重要であり、本誌の内容は、まずは教員の資質向上、思考のアップデートに資すると判断しました。
(京都市立桂坂小学校)

著作権情報誌『さあとらす』vol.4を大変興味深く読ませていただきました。特に「生成AIと著作権の今」は、vol.2、vol.3の記事も含めて、とても参考になりました。ありがとうございます。
(北海道北広島西高等学校)

複雑な著作権についてでも、手に取りやすい装丁でちょっと読んでみようかと思わせられます。「著作権お悩み相談室」は具体的な例示で分かりやすいです。学校図書館において著作権教育は不可欠だと考えるので、今後も丁寧に取り上げていただけるとありがたいです。
(東京都内・小学校)

著作権について、とてもわかりやすく説明しています。著作権については、学校現場で十分認識する必要があると思うので、是非活用させていただきたい。
(下仁田町教育委員会)

●令和7年度授業目的公衆送信補償金申請のご案内

令和7年度の授業目的公衆送信補償金の申請は5月1日より受付を開始いたします。

利用される教育機関設置者の皆様は、7月31日までに、補償金等登録・申請システム「TSUCAO(つかお)」より申請をお願いいたします。補償金算定対象者数は5月1日時点の在学者数となりますのでご注意ください。申請前に、「授業目的公衆送信補償金規程」および「授業目的公衆送信に関する著作物利用規約」をご確認ください。

補償金等登録・申請システム(TSUCAO)ページ
<https://sartras.or.jp/tsucao/>

●著作権教育の実践例や本誌の活用事例等を募集しています

各教科の授業や特別活動、総合的な学習の時間等での著作権教育に関する取り組み、また、本誌を教員研修等に活用されている事例などがありましたら下記の専用連絡フォームよりお知らせ下さい。ご連絡いただいた事例につきましては、詳細を確認させていただいた後に、本誌へ掲載させていただく場合があります。

●本誌へのご感想、ご意見をお待ちしています

本誌の内容をより充実させていけるよう、皆様のご感想、ご意見をお聞かせください。特に役立ったこと、さらに知りたい点、難しく感じた点などをお寄せいただきますようお願いいたします。また、著作権や著作権隣接権に関する疑問やご質問がございましたら、お知らせください。今後の誌面づくりの参考とさせていただきます。

ご感想、ご意見は下記の専用連絡フォームよりお送りください。

・本誌の追加送付希望について

ご希望数とその理由を専用連絡フォームよりお知らせください。無料でお送りいたします。バックナンバーもごさいます。

※数に限りがございますので、ご希望に沿えない場合はご容赦下さい。

●『さあとらす』PDF版および専用連絡フォーム

<https://sartras.or.jp/chosakukenjohoshi/>

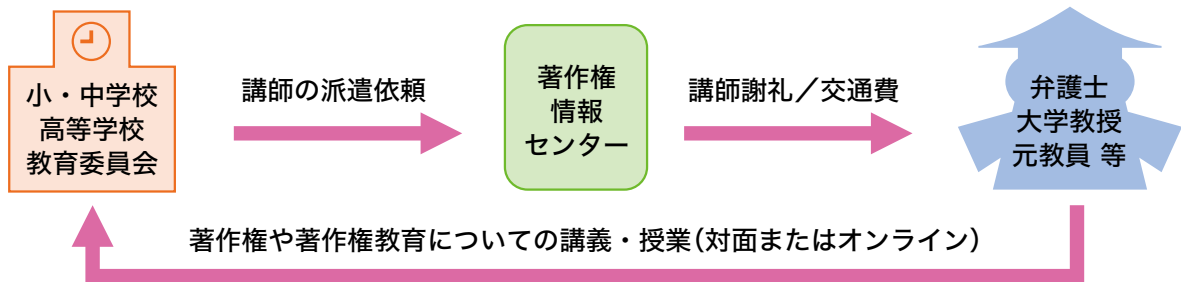


リクエストセミナー



- ◆教育機関や教育委員会からのご依頼で、著作権や著作権教育についての講義・授業を行います。
- ◆講師への謝礼、交通費のご負担はありません(※)。
- ◆遠方、少人数でもご相談ください。

※本事業は授業目的公衆送信補償金制度の共通目的事業基金により運営されています。



～これまでにご依頼いただいたテーマ例～

- | | |
|---------------|---|
| 【教職員向け】 | 「学校現場における著作物の利用」
「ICT利活用推進研修会」
「探究コーディネーター研修」 |
| 【学校図書館司書教諭向け】 | 「学校図書館と著作権」 |
| 【児童・生徒向け】 | 「著作権を理解し、主体的に活用しよう」
社会科探究「学校の宣伝ポスターをつくらう」
(ワークショップ) |

主催：一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会(SARTRAS)

後援：文部科学省

運営・お問い合わせ先：公益社団法人著作権情報センター(CRIC)

03-5309-2421(平日9:30～17:30)



詳しくはこちら



本誌は SARTRAS 共通目的事業・自主事業として制作・発行しています。

CONTENTS

- p.2 Creator's Message 榎木 孝明
- p.4 親しもう！ 教育と著作権
第5回 著作物を自由に使える場合(2) 唐津 真美
- p.6 学校行事と著作権(2) 芳賀 高洋
- p.9 生成 AI と著作権の今 今村 哲也
- p.10 著作権お悩み相談室
- p.12 SARTRAS 会員 6 協議会の紹介(4)
新聞教育著作権協議会
- p.14 SARTRAS Information
- p.15 学校での著作権活用セミナー

●YouTube は Google LLC の商標です。

編集後記

2024年1月に第1号を発行し、早いもので創刊から1年が経ちました。教育現場向けの冊子制作は初めての試みであり、誌面内容をはじめ、「どのくらいのページ数が読みやすいか」、「冊子はどのサイズがよいのか」、「送付する際の宛名はどうするか…」など、どのようにすればより多くの方に手にとっていただけるかを考え、さまざまな検討を重ねてまいりました。まだまだブラッシュアップすべき点は多々あるとは思いますが、お寄せいただく感想も号を重ねることに増え、創刊当初よりも多くの方に読んでいただけていることを実感しております。教育現場の皆様とのコミュニケーションツールとしても本誌を発展させられるよう、2年目も工夫を凝らして制作を行ってまいります。(1)

～学ぶ・使う・活かす～

教育現場のための著作権情報誌

さあとらす vol.5

2025年3月31日第1刷発行

発行：一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会(SARTRAS)

URL：https://sartras.or.jp

編集／制作協力：東京書籍株式会社／あすとろ出版株式会社

デザイン：宮田 泰之

Copyright©2025 SARTRAS All rights reserved.

コード番号 92795

本誌の無断複製は著作権法の例外を除き禁じられています。



映像で迫力と真実味を出すためには、真剣の持つ緊張感を知ることだと榎木さんは言います。

(写真：Office Taka)